

○産業立地戦略推進助成金交付要綱

産業立地戦略推進助成金交付要綱を次のように定める。

産業立地戦略推進助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、今後成長が期待される産業分野等における企業の立地および定着を促進することにより県内産業の振興および雇用機会の拡大ならびに労働環境の向上を図り、県内経済の活性化および県民生活の向上に寄与するため、企業が県内において行う工場、本社、本社工場、研究開発拠点を備えた工場、研究開発施設、情報通信施設、物流施設および観光施設（以下「工場等」という。）の立地に要する経費に対し、予算の範囲内において助成金を交付するものとし、その交付に関しては、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 工場 統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準として定める日本標準産業分類（以下「日本標準産業分類」という。）に規定する製造業（以下単に「製造業」という。）を営む事業所をいう。
- (2) 本社 企業の代表者が通常執務し、かつ、経営方針の意思決定機能（以下「本社機能」という。）を有する事務所をいう。
- (3) 本社工場 工場のうち、本社機能を有するもの（当該工場に併設する施設が本社機能を有する場合を含む。）をいう。
- (4) 研究開発拠点 製品または生産技術の開発、試験および研究ならびに試作品の製造を行う機能（以下「研究開発機能」という。）を有するものをいう。
- (5) 研究開発施設 日本標準産業分類に掲げる学術研究、専門・技術サービス業のうち製造業に係る自然科学研究所で、独立した施設と認められるものをいう。
- (6) 情報通信施設 日本標準産業分類に規定する情報通信業のうち、情報サービス業またはインターネット付随サービス業の用に供される施設およびデータセンターをいう。
- (7) データセンター 通信回線を利用して顧客の提供データをコンピュータにより集約的に管理するとともに、データ処理システムの構築または運用等について付加的な価値の提供を行う施設をいう。
- (8) 物流施設 日本標準産業分類に規定する運輸業、郵便業のうち、道路貨物運送業、倉庫業、貨物運送取扱業または製造業、卸売業もしくは小売業を営む者が、自ら使用するために建設する倉庫、配送センターまたは流通に伴う簡易な加工を行う事業場（以下「流通加工場」という。）をいう。
- (9) グリーン物流 物流段階におけるCO₂排出量の削減に資する物流施設をいう。
- (10) 観光施設 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の規定による旅館・ホテル営業（同法第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業をいう。）の許可（以下「旅館業法の営業許可」という。）を受けた県内の施設（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第4号に規定する施設を除く。）をいう。
- (11) 福利厚生施設 従業員の職場環境の向上のための施設で別に定めるものをいう。
- (12) 新設 県内において新たに工場等を建設し、もしくは売買等により取得し、または賃貸借等により新たに工場等を使用する権原を取得することをいう。
- (13) 増設 県内における既存の工場等において、工場等を有する施設を増設し、または併設することをいう。

- (14) 投下固定資産額 工場等の敷地内においてその事業の用に供する固定資産（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第3号まで、第6号および第7号に掲げる資産（耐用年数が1年未満のものおよび取得価額が20万円未満のものを除く。）をいう。）の取得価額の合計額をいう。
- (15) 常用雇用者 企業が直接雇用する雇用者であって、雇用保険および社会保険の被保険者資格を有し、かつ、1週間の所定労働時間が30時間以上のものをいう。
- (16) 地元常用雇用者 県内に住所を有する常用雇用者をいう。
- (17) 北部地域 長浜市、米原市、高島市をいう。

（助成対象等）

第3条 助成金の対象となる設備投資は、次に該当するものとする。

- (1) 工場等新設または増設（以下「新設等」という。）を行うもので、次に掲げる要件を満たすもの
 - ア 当該新設等が第7条第2項の規定による指定を受けた日から起算して1年を超えない日までに着手され、かつ、当該指定を受けた日から起算して5年を超えない日までに操業が開始されること。
 - イ CO₂削減目標計画を有していること。
 - ウ 別に定めるしがCO₂ネットゼロムーブメントに賛同していること。
 - エ 別に定めるしが生物多様性取組認証制度で3つ星の認証を受けていること。
 - オ 別に定める滋賀県すまいる・あくしよん宣言の登録、または、しがふあみ（滋賀県家庭教育協力企業協定制度）の協定を締結していること。
 - カ 次のうち、2つ以上の取組を実施していること。
 - (ア) 別に定める滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業の登録を受けていること、または次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けていること。
 - (イ) 高年齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしていること。
 - (ウ) 障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、次のいずれかに該当すること。
 - a 障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者にあつては法定雇用率が達成されていること。
 - b 障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者にあつては障害者を雇用していること。
 - c 別に定めるしが障害者施設応援企業の認定を受けていること。
 - d 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けていること。
 - (エ) 別に定める滋賀県女性活躍推進企業の認証を受けていること、または女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けていること。
 - (オ) 環境マネジメントシステムのうち、次のいずれかの認証・登録を受けていること。
 - a 国際標準化機構が定めた規格ISO14001に適合している旨の認証
 - b 一般財団法人持続性推進機構（平成23年9月30日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション21の認証・登録
 - c 特定非営利活動法人KES環境機構の実施するKES・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録
 - d 一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証
 - キ 当該工場等に勤務する地元常用雇用者の増加数が新設の場合にあつては10人以上、増設の場合にあつては3人以上であり、かつ、事業計画に関連する県内の事業所における地元常用雇用者の増加数が新設の場合にあつては10人以上、増設の場合にあつては3人以

上であること。

ク 当該設備投資に係る投下固定資産額が、30 億円以上（国および県ならびにこれらに準ずる団体等からの同種の助成金を受ける場合を含む。）であること。

ケ 次のいずれかに該当する事業で別に定めるものに係るものであること。

- (ア) 蓄電池
- (イ) 電子部品・半導体
- (ウ) 新モビリティ
- (エ) 医薬品・医療機器
- (オ) バイオ
- (カ) 情報通信業
- (キ) グリーン物流
- (ク) 観光

コ 情報通信施設のうち、データセンターの新設等を行う事業者については、当該施設での使用電力量の 10%以上を再生可能エネルギー由来電力で調達すること。

サ 物流施設の新設等を行う事業者については、当該施設に電気自動車に電気を供給するための設備または燃料電池自動車や燃料電池フォークリフト等に水素を充填するための設備を整備すること。

- 2 助成金の交付を受けた者は、再びこの要綱に基づく助成金の交付を受けることができない。
- 3 持株会社（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 9 条第 4 項第 1 号に規定する持株会社をいう。以下同じ。）の子会社（独占禁止法第 7 条の 2 第 13 項第 1 号に規定する子会社をいう。以下同じ。）は、第 1 項の投下固定資産額および地元常用雇用の増加数の算定に当たって、当該持株会社の設備投資および地元常用雇用の増加数を当該子会社の設備投資および地元常用雇用の増加数とみなして、当該持株会社による投下固定資産額および地元常用雇用の増加数を算入することができる。
- 4 持株会社は、第 1 項の投下固定資産額および地元常用雇用の増加数の算定に当たっては、当該持株会社の子会社の設備投資および地元常用雇用の増加数を当該持株会社の設備投資および地元常用雇用の増加数とみなして、当該子会社による投下固定資産額および地元常用雇用の増加数を算入することができる。

（助成対象経費）

第 4 条 助成金に係る助成対象経費は、前条第 1 項各号に掲げる設備投資に係る投下固定資産額とする。ただし、当該設備投資について、国および県ならびにこれらに準ずる団体等の同種の助成金の交付を受ける場合は、その助成金額を除いた額を助成対象経費とする。

（助成額）

第 5 条 助成金の額は、別表に掲げるとおりとする。

（分割交付）

第 6 条 知事は、前条の規定による助成金を次の各号に定めるとおり複数の年度に分割して交付することができるものとする。この場合において、1 の年度に交付する助成金の額の上限は、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 助成金総額 5 億円超 1 億円
- (2) 助成金総額 5 億円以下 5 千万円

- 2 前項の規定により助成金の分割交付を受けようとする者は、当該分割交付を受けようとする各年度において、助成対象の区分に従い第 3 条第 1 項に定める地元常用雇用の増加数の要件を満たしていなければならない。

(助成対象工場等の指定)

第7条 助成金の交付を受けようとする者は、産業立地戦略推進助成対象工場等指定申請書(別記様式第1号。以下「指定申請書」という。)に、別に定める書類を添えて、新設等に着手しようとする日の原則2月前までに知事に提出しなければならない。

2 知事は、別に定める審査会(以下「審査会」という。)の議を経て、適当と認められる場合は、当該申請をした者に対し、必要に応じて条件を付した上で、産業立地戦略推進助成対象工場等指定書(別記様式第2号。以下「指定書」という。)により指定するものとする。

(計画の変更)

第8条 指定書の交付を受けた者(以下「指定事業者」という。)は、指定申請書またはその添付書類に記載された事項を変更しようとするときは、あらかじめ産業立地戦略推進助成対象工場等指定変更承認申請書(別記様式第3号)を知事に提出して、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2 知事は、前項の承認に当たり必要があると認めるときは、審査会の意見を聴くものとする。

(操業開始の届出)

第9条 指定事業者は、第7条第2項の規定に基づく指定に係る工場等の操業を開始した日(以下「操業開始日」という。)から1月以内に、産業立地戦略推進助成対象工場等操業開始届出書(別記様式第4号)を知事に提出しなければならない。

(助成金の交付申請)

第10条 規則第3条に規定する補助金等交付申請書には、産業立地戦略推進助成金事業内容書(別記様式第5号)その他知事が必要と認める書類を添付しなければならない。

2 前項の申請書の提出期日は、助成対象工場等の操業開始日から起算して6か月を経過した日から2年以内(第6条第1項の規定により助成金の分割交付を受ける場合における第2年度目以降の申請の場合にあっては、各年度において知事が別に指定する日まで)とする。

(助成金の交付決定の通知)

第11条 規則第6条の規定による助成金の交付決定の通知は、規則第3条に規定する補助金等交付申請書の提出があった日から50日以内に行うものとする。

(遵守義務)

第12条 助成金の交付を受けた者は、操業開始日から起算して10年以上、助成対象工場等に係る操業を継続しなければならない。

2 助成金の交付を受けた者は、操業開始日から起算して10年間は、操業状況報告書(別記様式第6号)により操業状況を報告しなければならない。ただし、産業立地戦略推進助成金交付要綱第10条第2項の規定により交付申請する場合は、交付申請をもって、これに替えることができるものとする。

3 知事は、助成金の交付を受けた者が第1項の規定に違反したときは、その交付決定の全部または一部を取り消し、既に交付した助成金の全部または一部の返還を命ずることができる。

(指定の取消し等)

第13条 知事は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、審査会の議を経て、その指定を取り消すことができる。

(1) 第3条第1項各号に掲げる要件を欠くに至ったときまたは同条第3項の規定に該当することが判明したとき。

(2) 第7条第2項の規定により付した条件に違反したとき。

(3) 提出書類に虚偽の記載があったとき。

(4) 事業の施行が法令の規定に違反すると認められるとき。

(5) その他この要綱の規定に違反したとき。ただし、前条第2項の規定の適用を受ける場合を除く。

2 知事は、前項の規定により指定を取り消された者が既に助成金の交付を受けているときは、その交付決定の全部または一部を取り消し、既に交付した助成金の全部または一部の返還を命ずることができる。

(電子情報処理組織による提出)

第14条 第7条第1項に規定する指定申請書、第8条第1項に規定する産業立地戦略推進助成対象工場等指定変更承認申請書、第9条に規定する産業立地戦略推進助成対象工場等操業開始届出書、第10条に規定する交付申請書および第12条第2項に規定する操業状況報告書の提出については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例（平成16年滋賀県条例第30号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

付 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、同日以後に新設等に着手する工場等に係る助成金について適用する。

別表（第5条関係）

事業の用に供する工場等の新設等を行う場合

区分	助成率	助成限度額
北部地域	10%	9億円
研究開発拠点を備えた工場または研究開発拠点	10%	
上記以外	5%	

工場等の事業用地外において、上水道または工業用水の受水に要する設備を整備する場合

区分	助成率	助成限度額
北部地域	10%	1億円
研究開発拠点を備えた工場または研究開発拠点	10%	
上記以外	5%	5千万円

注 工場等の事業用地外において、上水道または工業用水の受水に要する設備を整備する場合の助成限度額は事業の用に供する工場等の新設等を行う場合の助成限度額9億円に含む。

従業員のための福利厚生施設を整備する場合

区分	助成率	助成限度額
北部地域	10%	1億円
研究開発拠点を備えた工場または研究開発拠点	10%	
上記以外	5%	

産業立地戦略推進助成対象工場等指定申請書

年 月 日

(宛先)
滋賀県知事

申請者住所
申請者名称
代表者職氏名
事務責任者氏名
担当者氏名
連絡先電話番号 () -

産業立地戦略推進助成金交付要綱第 7 条第 1 項の規定に基づき、産業立地戦略推進助成対象工場等の指定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 企業の概要

名 称			
本 社 所 在 地			
従 業 員 (常 用)	人	資 本 金	円
業 種	(日本標準産業小分類番号 :)		
事 業 概 要	(事業概要に関するパンフレット、沿革等があれば添付)		

2 助成対象工場等立地計画の概要

施 設 名 称			
立 地 予 定 地			
該 当 事 業 (該当するものを○で囲んでください。)	製造業 (蓄電池、電子部品・半導体、新モビリティ、医薬品・医療機器、バイオ) 情報通信業 (情報サービス業、インターネット付随サービス業、データセンター) グリーン物流 (道路貨物運送業、倉庫業、貨物運送取扱業、卸売業、製造業、小売業) 観光 (旅館、ホテル) (日本標準産業細分類番号 :)		
施 設 の 形 態 (該当するものを○で囲んでください。)	新 設 ・ 増 設 工場・本社・本社工場・研究開発拠点を備えた工場・研究開発施設 ・情報通信施設・物流施設・観光施設		
敷 地 面 積	m ²		
建 築 面 積	m ²	延 床 面 積	m ²
投 下 固 定 資 産 額	千円 (うち助成対象分)		千円)
着 手 予 定 年 月 日	年 月 日	操 業 開 始 予 定 年 月 日	年 月 日
雇 用 計 画	事業計画に関連する県内の事業所の雇用者数 (現在) うち常用雇用者数 うち地元常用雇用者数 地元常用雇用者増加予定数※		人 人 人 人

	助成対象工場等における常用雇用者数(現在)	人
	うち地元常用雇用者数	人
	常用雇用者増加予定数※	人
	地元常用雇用者増加予定数※	人

※事業計画全体の増加予定数を記載してください。

3 添付資料

- (1) 助成対象工場等立地計画書(別紙1)
- (2) 法人の登記事項証明書
- (3) 申請直前2期分(過去2年分)の会社法における計算書類および事業報告書(有価証券報告書でも可)および滋賀県税に関する誓約書兼調査に関する同意書(別紙2)
- (4) 全体の事業計画が確認できる資料
- (5) 工事・作業の工程スケジュール表
- (6) 助成対象工場等の投下固定資産額の算出基礎となる資料
- (7) 事業計画に関連する県内の事業所および助成対象工場等における地元常用雇用者数が分かる書類
- (8) 誓約書

(別紙1)

助成対象工場等立地計画書

1 助成対象工場等での主要生産品目（製造業の場合のみ記載。生産工程図を添付してください。）

--

2 助成対象工場等での事業内容および当該事業内容が助成対象要件に該当することの説明

事業内容	
事業内容の説明	

3 研究開発計画の内容（研究開発拠点を備えた工場または研究開発施設を立地する場合に記載してください。）

研究開発の目的	
主要設備 (名称、用途等)	
研究開発内容 および今後の 計画	

4 CO₂削減目標計画の内容（計画を策定している場合は、書類等の写しを添付してください。基準年が県基準の2013年と異なる場合は、県の計画値をベースに算出してください。）

--

5 しがCO₂ネットゼロムーブメントへの賛同日（未賛同の場合は賛同予定年月日を記載し、賛同済みの場合は当該賛同を証明する書類の写しを添付してください。）

年 月 日 (年 月 日 賛同予定)

6 しが生物多様性取組認証制度の3つ星認証年月日（未認証の場合は認証申請予定年月日を記載し、認証済みの場合は当該認証を証明する書類の写しを添付してください。）

年 月 日 (年 月 日 申請予定)

7 滋賀県すまいる・あくしょん宣言の登録年月日、または、しがふぁみ（滋賀県家庭教育協力企業協定制）の協定締結年月日（未登録、未締結の場合は申請予定年月日を記載し、登録済み、締結済みの場合は登録、締結を証明する書類の写しを添付してください。）

年 月 日 (年 月 日 申請予定)

8 次のうち、2つ以上の取組について、記入してください。

(1) 滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業への登録年月日、または次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主としての厚生労働大臣の認定年月日（未登録、未認定の場合

合は登録、認定申請予定年月日を記載し、登録済み、認定済みの場合は当該登録、認定を証明する書類の写しを添付してください。）

年	月	日	(年	月	日	申請予定)
---	---	---	---	---	---	---	-------

- (2) 高年齢者就業確保措置についての労使協定の締結年月日、または就業規則の労働基準監督署への届出年月日（未締結、未届出の場合は、締結、届出予定年月日を記載し、締結済み、届出済みの場合は当該締結、届出を証明する書類の写しを添付してください。）

年	月	日	(年	月	日	申請予定)
---	---	---	---	---	---	---	-------

- (3) 障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、次のいずれかについて記入してください。
ア 障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者は障害者雇用率を記入してください。

障害者雇用率	現在	%	・	交付申請時 (予定)	%
--------	----	---	---	------------	---

- イ 障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者は障害者雇用数を記入してください。

障害者雇用数	現在	人	・	交付申請時 (予定)	人
--------	----	---	---	------------	---

- ウ しが障害者施設応援企業の認定年月日（未認定の場合は認定申請予定年月日を記載し、認定済みの場合は当該認定を証明する書類の写しを添付してください。）

年	月	日	(年	月	日	申請予定)
---	---	---	---	---	---	---	-------

- エ 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定年月日（未認定の場合は認定申請予定年月日を記載し、認定済みの場合は当該認定を証明する書類の写しを添付してください。）

年	月	日	(年	月	日	申請予定)
---	---	---	---	---	---	---	-------

- (4) 滋賀県女性活躍推進企業の認証年月日、または女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定年月日（未認証、未認定の場合は認証、認定申請予定年月日を記載し、認証済み、認定済みの場合は当該認証、認定を証明する書類の写しを添付してください。）

年	月	日	(年	月	日	申請予定)
---	---	---	---	---	---	---	-------

- (5) 環境マネジメントシステムのうち、次のいずれかについて記入してください。
ア 国際標準化機構が定めた規格 I S O 14001の適合認証年月日（未認証の場合は認証申請予定年月日を記載し、認証済みの場合は当該認証を証明する書類の写しを添付してください。）

年	月	日	(年	月	日	申請予定)
---	---	---	---	---	---	---	-------

- イ 一般財団法人持続性推進機構（平成23年9月30日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）が実施するエコアクション21の認証・登録年月日（未認証・登録の場合は認証・登録申請予定年月日を記載し、認証・登録済みの場合は当該認証・登録を証明する書類の写しを添付してください。）

年	月	日	(年	月	日	申請予定)
---	---	---	---	---	---	---	-------

ウ 特定非営利活動法人K E S環境機構が実施するK E S・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録年月日（未登録の場合は登録申請予定年月日を記載し、登録済みの場合は当該登録を証明する書類の写しを添付してください。）

年	月	日	(年	月	日	申請予定)
---	---	---	---	---	---	---	-------

エ 一般財団法人エコステージ協会が実施するエコステージの認証年月日（未認証の場合は認証申請予定年月日を記載し、認証済みの場合は当該認証を証明する書類の写しを添付してください。）

年	月	日	(年	月	日	申請予定)
---	---	---	---	---	---	---	-------

9 再生可能エネルギー由来電力での調達見込み（業種がデータセンターの場合のみ記載）

--

10 電気自動車に電気を供給するための設備または燃料電池自動車や燃料電池フォークリフト等に水素を充填するための設備の導入状況（業種がグリーン物流の場合のみ記載）

--

11 組織の内容（当該設備投資に係る事業に関する組織図を添付してください。）

12 工場等立地予定地位置図（付近見取図を添付してください。）

13 全体事業計画

区 分		規 模	工 期	投下固定資産額 単位：千円
建 設 等	土 地 造 成	m ²	年 月 日～ 年 月 日	
	施 設	m ²	年 月 日～ 年 月 日	()
	(うち研究開発拠点を備えた工場・研究開発拠点)	m ²		
	設 備	/	年 月 日～ 年 月 日	()
	(うち研究開発拠点を備えた工場・研究開発拠点)			
	(うち上水または工業用水の受水に要する設備)		年 月 日～ 年 月 日	()
	全 体	m ²	年 月 日～ 年 月 日	
福 利 厚 生 施 設	m ²	年 月 日～ 年 月 日		
事 業	主 要 事 業 内 容			
	売 上 予 定 額	百万円／年		
用 水	使 用 水 源			
	使 用 予 定 水 量	m ³ ／日		
操 業 開 始 予 定 年 月 日		年 月 日		

※福利厚生施設については、投下固定資産額には含めませんが、助成対象となるものがある場合は整備費を記入してください。

14 資金調達計画

単位：千円

資金使途 調達区分	用地取得	土地造成	施設設置	設備設置	福利厚生施設	計
自己資金						
借入金						
助成金						
計						

15 助成対象工場等の概要

単位：千円

区分	名称	規模 (数量・面積)	投下固定資産額	うち助成対象 投下固定資産額	助成金 充当予定額	備考
建物		建築面積 延床面積				
設備						
計						

注 施設等の平面図および立面図を添付してください。

(別紙2)

産業立地戦略推進助成対象工場等指定申請に係る
滋賀県税に関する誓約書 兼 調査に関する同意書

年 月 日

(宛先)
滋賀県知事

1 私は、以下のことを誓約します。

- (1) 滋賀県税（個人県民税および地方消費税を除く。）およびこれに付随する延滞金等に滞納がないこと。
- (2) 上記（1）が事実と相違し、産業立地戦略推進助成対象工場等の指定を受ける資格を有すると認められず、指定が受けられなくても異議のないこと。

2 私は、以下のことに同意します。

上記1（1）の確認のため、全ての滋賀県税（個人県民税および地方消費税を除く。）およびこれに付随する延滞金等の納付または納入の状況に関して、滋賀県知事が滋賀県税の完納情報の確認を行うこと。

【申請者】

住 所 (法人本店所在地)	
フリガナ	
氏 名 (法人名称)	
電話番号	

注1 法人登記簿に記載の本店所在地、法人名称を御記入ください。

2 この同意書を提出された時点で滋賀県税を完納されていたとしても、完納が確認できるまで、1週間から4週間程度の時間を要する場合がありますので、御了承ください。

産業立地戦略推進助成対象工場等指定書

第 年 月 日 号

様

滋賀県知事 印

産業立地戦略推進助成金交付要綱第7条第2項の規定に基づき、産業立地戦略推進助成対象工場等として下記のとおり指定します。

記

1 企業の概要等

企 業 の 名 称			
本 社 所 在 地			
業 種	(日本標準産業小分類番号：)		
施 設 名 称			
施 設 の 形 態			
施 設 所 在 地			
主 な 事 業 の 内 容	(日本標準産業細分類番号：)		
敷 地 面 積	m ²		
建 築 面 積	m ²	延 床 面 積	m ²
投 下 固 定 資 産 額	千円 (うち助成対象分 千円)		
着 手 予 定 年 月 日	年 月 日	操 業 開 始 予 定 年 月 日	年 月 日
雇 用 計 画	事業計画に関連する県内の事業所の雇用者数		人
	うち常用雇用者数		人
雇 用 計 画	うち地元常用雇用者数		人
	地元常用雇用者増加予定数※		人
	助成対象工場等における常用雇用者数		人
	うち地元常用雇用者数		人
雇 用 計 画	常用雇用者増加予定数※		人
	地元常用雇用者増加予定数※		人

※事業計画全体の増加予定数。

2 指定番号 第 号

3 指定の条件

産業立地戦略推進助成対象工場等指定変更承認申請書

年 月 日

（宛先）
滋賀県知事

申請者住所
申請者名称
代表者職氏名
事務責任者氏名
担当者氏名
連絡先電話番号（ ） ー

指定に係る工場等の事業計画を下記のとおり変更したいので、産業立地戦略推進助成金交付要綱第8条第1項の規定により申請します。

記

- 1 施設名称
- 2 施設所在地
- 3 指定番号および指定年月日 第 号（指定年月日： 年 月 日）
- 4 変更の内容
- 5 変更の理由
- 6 変更に係る添付書類

産業立地戦略推進助成対象工場等操業開始届出書

年 月 日

(宛先)
滋賀県知事

申請者名称
代表者職氏名
事務責任者氏名
担当者氏名
連絡先電話番号 () -

産業立地戦略推進助成対象工場等として指定された施設について、下記のとおり操業を開始したので、産業立地戦略推進助成金交付要綱第9条の規定により届け出ます。

記

1 助成対象工場等の概要

施設名称			
施設の形態			
施設所在地			
主な事業の内容	(日本標準産業細分類番号：)		
敷地面積	m ²		
建築面積	m ²	延床面積	m ²
投下固定資産額	千円（うち助成対象分		千円)
操業開始年月日	年 月 日		
雇用計画	事業計画に関連する県内の事業所の雇用者数(現在)		人
	うち常用雇用者数		人
	うち地元常用雇用者数		人
	地元常用雇用者増加数(指定申請時比)		人
	助成対象工場等における常用雇用者数(現在)		人
	うち地元常用雇用者数		人
	常用雇用者増加数(指定申請時比)		人
	地元常用雇用者増加数(指定申請時比)		人

2 指定番号および指定年月日 第 号 (指定年月日： 年 月 日)

3 添付資料

(1) 助成対象工場等の概要

単位：千円

番号	区分	名称	規模 (数量・面積)	投下固定資産額	うち助成対象 投下固定資産額	助成金充当額	備考
	建物		建築面積 延床面積				
	設備						
計							

- 注1 施設等の平面図および立面図を添付してください。
 2 各施設の固定資産台帳抜粋リスト（助成対象の一覧）を添付してください。
 3 各施設の契約書、注文書または見積書の写しを添付してください。
 4 各施設の納品書および検収書の写しを添付してください。
 5 各施設の写真を添付してください。
 6 証拠書類には、それぞれ番号を付し、上記表における各施設の番号と照合させてください。

(2) 助成対象工場等に勤務する地元常用雇用者名簿（増加分）

No.	氏名	年齢	住所	配属年月日	新規雇用または 転属の別	前所属 (転属の場合)

注 雇用保険および社会保険の被保険者資格、1週間の所定労働時間、住所が分かる書類を添付してください。

(3) CO₂削減目標計画の内容（計画を策定している場合は、書類等の写しを添付してください。基準年が県基準の2013年と異なる場合は、県の計画値をベースに算出してください。）

(4) しがCO₂ネットゼロムーブメントへの賛同日（未賛同の場合は賛同予定年月日を記載し、賛同済みの場合は当該賛同を証明する書類の写しを添付してください。）

年 月 日（ 年 月 日 賛同予定）

(5) しが生物多様性取組認証制度の3つ星認証年月日（未認証の場合は認証申請予定年月日を記載し、認証済みの場合は当該認証を証明する書類の写しを添付してください。）

年	月	日	(年	月	日	申請予定)
---	---	---	---	---	---	---	-------

(6) 滋賀県すまいる・あくしょん宣言の登録年月日、または、しがふぁみ（滋賀県家庭教育協力企業協定制度）の協定締結年月日（未登録、未締結の場合は申請予定年月日を記載し、登録済み、締結済みの場合は登録、締結を証明する書類の写しを添付してください。）

年	月	日	(年	月	日	申請予定)
---	---	---	---	---	---	---	-------

(7) 次のうち、2つ以上の取組について、記入してください。

ア 滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業への登録年月日、または次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主としての厚生労働大臣の認定年月日（未登録、未認定の場合は登録、認定申請予定年月日を記載し、登録済み、認定済みの場合は当該登録、認定を証明する書類の写しを添付してください。）

年	月	日	(年	月	日	申請予定)
---	---	---	---	---	---	---	-------

イ 高年齢者就業確保措置についての労使協定の締結年月日、または就業規則の労働基準監督署への届出年月日（未締結、未届出の場合は、締結、届出予定年月日を記載し、締結済み、届出済みの場合は当該締結、届出を証明する書類の写しを添付してください。）

年	月	日	(年	月	日	申請予定)
---	---	---	---	---	---	---	-------

ウ 障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、次のいずれかについて記入してください。
 (ア) 障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者は障害者雇用率を記入してください。

障害者雇用率	現在	%	・	交付申請時 (予定)	%
--------	----	---	---	------------	---

(イ) 障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者は障害者雇用数を記入してください。

障害者雇用数	現在	人	・	交付申請時 (予定)	人
--------	----	---	---	------------	---

(ウ) しが障害者施設応援企業の認定年月日（未認定の場合は認定申請予定年月日を記載し、認定済みの場合は当該認定を証明する書類の写しを添付してください。）

年	月	日	(年	月	日	申請予定)
---	---	---	---	---	---	---	-------

(エ) 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定年月日（未認定の場合は認定申請予定年月日を記載し、認定済みの場合は当該認定を証明する書類の写しを添付してください。）

年	月	日	(年	月	日	申請予定)
---	---	---	---	---	---	---	-------

エ 滋賀県女性活躍推進企業の認証年月日、または女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定年月日（未認証、未認定の場合は認証、認定申請予定年月日を記載し、認証済み、認定済みの場合は当該認証、認定を証明する書類の写しを添付してください。）

年	月	日	(年	月	日	申請予定)
---	---	---	---	---	---	---	-------

オ 環境マネジメントシステムのうち、次のいずれかについて記入してください。

(ア) 国際標準化機構が定めた規格 I S O 14001 の適合認証年月日（未認証の場合は認証申請予定年月日を記載し、認証済みの場合は当該認証を証明する書類の写しを添付してください。）

年	月	日	(年	月	日	申請予定)
---	---	---	---	---	---	---	-------

(イ) 一般財団法人持続性推進機構（平成23年9月30日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）が実施するエコアクション21の認証・登録年月日（未認証・登録の場合は認証・登録申請予定年月日を記載し、認証・登録済みの場合は当該認証・登録を証明する書類の写しを添付してください。）

年	月	日	(年	月	日	申請予定)
---	---	---	---	---	---	---	-------

(ウ) 特定非営利活動法人 K E S 環境機構が実施する K E S ・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録年月日（未登録の場合は登録申請予定年月日を記載し、登録済みの場合は当該登録を証明する書類の写しを添付してください。）

年	月	日	(年	月	日	申請予定)
---	---	---	---	---	---	---	-------

(エ) 一般財団法人エコステージ協会が実施するエコステージの認証年月日（未認証の場合は認証申請予定年月日を記載し、認証済みの場合は当該認証を証明する書類の写しを添付してください。）

年	月	日	(年	月	日	申請予定)
---	---	---	---	---	---	---	-------

カ 再生可能エネルギー由来電力での調達見込み（業種がデータセンターの場合のみ記載）

--

キ 電気自動車に電気を供給するための設備または燃料電池自動車や燃料電池フォークリフト等に水素を充填するための設備の導入状況（業種がグリーン物流の場合のみ記載）

--

産業立地戦略推進助成金事業内容書

年 月 日

1 立地施設の概要

施設名称			
施設の形態			
施設所在地			
主な事業の内容	(日本標準産業細分類番号：)		
敷地面積	m ²		
建築面積	m ²	延床面積	m ²
投下固定資産額	千円（うち助成対象分 千円）		
操業開始年月日	年 月 日		
雇用状況	事業計画に関連する県内の事業所の雇用者数(現在)		人
	うち常用雇用者数		人
	うち地元常用雇用者数		人
	地元常用雇用者増加数(指定申請時比)		人
	助成対象工場等における常用雇用者数(現在)		人
	うち地元常用雇用者数		人
	常用雇用者増加数(指定申請時比)		人
	地元常用雇用者増加数(指定申請時比)		人

2 指定番号および指定年月日 第 号 (指定年月日： 年 月 日)

3 交付申請額 円

4 交付申請額の算出基礎

5 添付資料(第6条第1項の規定により助成金の分割交付を受ける場合における第2年度目以降の申請の場合にあっては、(2)のみ記載してください。)

(1) 助成対象工場等の概要

単位：千円

番号	区分	名称	規模 (数量・面積)	投下固定資産額	うち助成対象 投下固定資産額	助成金充当額	備考
	建物		建築面積 延床面積				
	設備						
計							

- 注1 施設の平面図および立面図を添付してください。
 2 契約書および領収書の写しならびに各施設の写真を添付してください。
 3 証拠書類には、それぞれ番号を付し、上記表における各施設の番号と照合させてください。

(2) 助成対象工場等に勤務する地元常用雇用者名簿(増加分)

No.	氏名	年齢	住所	配属年月日	新規雇用または 転属の別	前所属 (転属の場合)

注 雇用保険および社会保険の被保険者資格、1週間の所定労働時間、住所が分かる書類を添付してください。

(3) CO₂削減目標計画の内容(計画を策定している場合は、書類等の写しを添付してください。基準年が県基準の2013年と異なる場合は、県の計画値をベースに算出してください。)

(4) 次の書類を添付してください。

- ア しがCO₂ネットゼロムーブメントへの賛同を証明する書類の写し
- イ しが生物多様性取組認証制度の3つ星の認証を証明する書類の写し

- ウ 滋賀県すまいる・あくしょん宣言の登録、または、しがふぁみ（滋賀県家庭教育協力企業協定制度）の協定締結を証明する書類の写し
- エ 次のうち、2つ以上の取組について証明する書類の写し
- (ア) 滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業への登録、または次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主としての厚生労働大臣の認定
 - (イ) 高齢者就業確保措置についての労使協定の締結、または就業規則の労働基準監督署への届出
 - (ウ) 障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、次のいずれかについて証明する書類
 - ・障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者は法定雇用率が達成されていることを証明する書類
 - ・障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者は障害者を雇用していることを証明する書類
 - ・しが障害者施設応援企業の認定を証明する書類
 - ・障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を証明する書類
 - (エ) 滋賀県女性活躍推進企業の認証、または女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を証明する書類の写し
 - (オ) 環境マネジメントシステムのうち、次のいずれかについて証明する書類の写し
 - ・国際標準化機構が定めた規格 I S O 14001 に適合している旨の認証
 - ・一般財団法人持続性推進機構の実施するエコアクション21の認証・登録
 - ・特定非営利活動法人 K E S 環境機構の実施する K E S ・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録
 - ・一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証
- オ 産業立地戦略推進助成対象工場等指定書の写し
- カ 再生可能エネルギー由来電力での調達見込み（業種がデータセンターの場合のみ添付）
- キ 電気自動車に電気を供給するための設備または燃料電池自動車や燃料電池フォークリフト等に水素を充填するための設備の導入状況（業種がグリーン物流の場合のみ添付）

操業状況報告書

年 月 日

(宛先)
滋賀県知事

申請者名称
代表者職氏名
事務責任者氏名
担当者氏名
連絡先電話番号 () -

産業立地戦略推進助成金交付要綱第12条第2項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 立地施設の概要

施設名称			
施設の形態			
施設所在地			
主な事業の内容	(日本標準産業細分類番号：)		
敷地面積	m ²		
建築面積	m ²	延床面積	m ²
投下固定資産額	千円（うち助成対象分		千円)
操業開始年月日	年 月 日		
雇用状況	事業計画に関連する県内の事業所の雇用者数(現在)		人
	うち常用雇用者数		人
	うち地元常用雇用者数		人
	地元常用雇用者増加数(指定申請時比)		人
	助成対象工場等における常用雇用者数(現在)		人
	うち地元常用雇用者数		人
	常用雇用者増加数(指定申請時比)		人
	地元常用雇用者増加数(指定申請時比)		人

2 納税額

(単位：千円)

県税の種類	法人事業税	法人県民税	不動産取得税	その他の税	計
税額					

県税の納税額がわかる書類を添付すること。